

「新型インフルエンザ対策行動計画」改定案について

平成 18 年 5 月 29 日

フェーズ 3 A 及び 3 B における計画に以下の内容を追加する。

フェーズ 3 A

計画と連携

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・ 鳥インフルエンザのヒトでの感染状況や病原性等を踏まえ、入院措置等が必要と認められる亜型のインフルエンザについて、感染症法第 6 条第 7 項に基づく指定感染症へ政令指定を行うとともに、検疫法第 2 条第 4 条の検疫感染症に指定するための政令改正を行う。(厚生労働省)

[学校保健法施行規則の改正]

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に基づく指定感染症へ政令指定された感染症について、学校保健法における学校において予防すべき伝染病として取り扱うため、学校保健法施行規則の改正を行う。(文部科学省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫法第 2 条第 4 号の検疫感染症に指定された当該インフルエンザにつき、同法第 13 条の規定に基づく診察及び検査、同法第 18 条の規定に基づく健康監視・都道府県知事への通知等を行うなど水際対策を強化する。(厚生労働省)

[感染者対策]

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に基づく指定感染症に指定された当該インフルエンザの患者（疑似症患者を含む）について、入院等の措置を講ずる（厚生労働省）

フェーズ3B

計画と連携

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・ 鳥インフルエンザのヒトでの感染状況や病原性等を踏まえ、入院措置等が必要と認められる亜型のインフルエンザについて、感染症法第6条第7項に基づく指定感染症へ政令指定を行うとともに、検疫法第2条第4条の検疫感染症に指定するための政令改正を行う。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫法第2条第4号の検疫感染症に指定された当該インフルエンザにつき、同法第13条の規定に基づく診察及び検査、同法第18条の規定に基づく健康監視・都道府県知事への通知等を行うなど水際対策を強化する。(厚生労働省)

[高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 感染症法第6条第7項に基づく指定感染症に指定された当該インフルエンザの患者（疑似症患者を含む）について、入院等の措置を講ずる（厚生労働省）